

事業主 殿

一般社団法人山口県労働基準協会

令和4年度 第5回職長・安全衛生責任者教育の実施について

労働安全衛生法第60条に規定する職長・安全衛生教育を、下記のとおり開催いたします。

現場監督者は、職場の中核としての職務の遂行にあたり、安全衛生を確保するための極めて重要な位置にあり、更に企業組織の中で管理者層と作業者のパイプ役としての役割を果たす立場にあります。

また、建設業における労働災害防止のため、関係請負人により選任される安全衛生責任者の役割が重要となっております。

これら現場の管理監督者としての職長教育及び元方事業者と関係請負人との連絡調整役としての安全衛生責任者教育を一体的に行ないますので該当される方は、受講いただきますようご案内いたします。

記

1. 開催日時 9月28日（水）・29日（木）

2. 開催場所 UPRスタジオ会議室 宇部市恩田町4丁目1-4 TEL (0836) 29-0089

3. 受講料（10%消費税込）

区分	受講時間	受講料	使用テキスト
A	全科目受講（14時間）	会 員（14,300円） 非会員（17,600円）	職長安全衛生テキスト 安全衛生責任者実務必携

4. テキスト代 （①・②とも使用します）

① 職長安全衛生テキスト 880円（10%消費税込）

② 安全衛生責任者実務必携 770円（10%消費税込）※第5版に改訂

5. 受付期間 令和4年8月2日（火）から（受付時間 8:30~12:00, 13:00~15:00）土日祝は除く
※定員になり次第締め切らせていただきますので、お申込前に必ず空き状況を確認して下さい。
特に、郵送、FAX、メールでの申込については、電話で受講枠を確保した場合のみ受付可能。

6. 受講定員 30名

7. 申込方法 申込書・受講票に所要事項を明確に記入し、下記申込先へ受講料及びテキスト代を添えてお申し込み下さい。（郵送及び銀行振込の場合は下記申込先住所及び振込先へ）
※郵送の場合切手を貼った返信用封筒（宛先も明記）を同封して下さい。
（同時に2名以上の申込の場合、返信用封筒に貼る切手は94円切手）
※申込書については郵送以外に、下記のFAX、メール宛先への送付でも可能です。
その場合、案内書、お願いとお知らせはホームページよりダウンロード、印刷願います。
※銀行振込の場合、別途領収書や請求書の発行が必要な場合は、必要なものを明記し、切手を貼った返信用封筒（宛先も明記）を下記申込先に送って下さい。

8. 申込先 〒755-0027 宇部市港町1丁目4-1 （一社）山口県労働基準協会宇部支部
 TEL:0836-33-8495 FAX:0836-33-8515 E-mail:info@ube-rouki.or.jp

9. 振込先 山口銀行宇部支店 普通預金 0623587 （一社）山口県労働基準協会宇部支部
※振込手数料は申込者負担でお願いします。

10. そ の 他

- ①宇部支部では全科目受講のみの受付になります。
- ②駐車場は必ず道路の向かいの広い駐車場(100台以上駐車可)を利用して下さい。
- ③受講者には、修了証を交付いたします。
- ④教育日程・時間割は講師等の都合により入れ替わる事がございます。ご了承下さい。
- ⑤昼食休憩時間は40分を予定していますので、弁当等の持参をお勧めします。

11. 教育日程・時間割表

第1日目

区分	時 間	教 科 目	研 修 内 容	法定時間
	8:30～8:45	受講票受付		
	8:50～9:00	オリエンテーション		
A	9:00～11:40 (※)	労働者に対する指導又は監督の方法に関する事	・指導及び教育の方法 ・作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
A	11:50～14:30 (※) (昼休み40分)	作業方法の改善及び労働者の配置に関する事	・労働者の適正な配置の方法 ・作業手順の定め方	2.0時間
A	14:40～16:10	異常時における措置に関する事	・異常時における措置 ・災害発生時における措置	1.5時間
A	16:20～17:20	その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事	・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	1.0時間

第2日目

区分	時 間	教 科 目	研 修 内 容	法定時間
	8:30～8:45	受講票受付		
	8:45～8:50	オリエンテーション		
A	8:50～9:50	その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事	・労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	1.0時間
A	10:00～15:00 (※) (昼休み40分)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講じる措置に関する事	・危険性又は有害性の調査の方法 ・危険性又は有害性の調査の結果に基づき講ずる措置 ・設備、作業等の具体的な改善の方法	4.0時間
A	15:10～16:10	安全衛生責任者の職務等	・安全衛生責任者の役割 心構え・関係法令	1.0時間
A	16:20～17:20	統括安全衛生管理の進め方	・安全施工サイクル・安全工程打ち合わせの進め方	1.0時間

(※)時間は一部休憩時間を含む(昼食休憩は40分)

職長・安全衛生責任者教育受講申込書

【第 回】

●テキストは当日渡し

ふりがな		受講区分	受講番号
氏名		A	※
正確な氏名をかい書で記入してください。			入会支部に○を付けてください。
生年月日	昭和 年 月 日 平成		岩国・下松・徳山・防府・山口 宇部・小野田・下関・萩
住所	(〒 -)		
勤務先	事業場名		
	事業場所在地	(〒 -)	
連絡者	氏名	所属部課	TEL FAX
上記のとおり受講料（会員：14,300円 非会員：17,600円）及びテキスト代（有：1,650円 無）計（ 円）を添えて申し込みます。 ※振込の場合は振込予定日を記入願います。（振込予定日：令和 年 月 日） 令和 年 月 日 (一社)山口県労働基準協会 殿			
申込書記載事項 ※印以外はすべてかい書で正確に記入して下さい。 個人情報の保護について ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管、管理し、お申込みいただいた教育の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。			

----- 切り取り線 -----

職長・安全衛生責任者教育受講票

【第 回】

●テキストは当日渡し

ふりがな		受講番号
氏名		※
正確な氏名をかい書で記入してください。		受講区分
生年月日	昭和 年 月 日 平成	A
住所	(〒 -)	
事業場名		
出席確認印		1. ※欄以外の欄は、申込者（本人）において記入してください。 2. 所定の受講日を間違えた場合や、開講時間に遅れた場合等は修了証を交付できませんのでご注意ください。 3. 受講票受付時間内に、左欄の出席確認を済ませて、受講番号の席に着席してください。
第1日	第2日	

受講申込者の皆様へのお願いとお知らせ

1 新型コロナウイルス感染予防のため、次のことをお願いします。

(1) 発熱等の風邪症状のある場合は受講を自粛していただきますようお願いいたします。

(2) 風邪症状のため受講を自粛された場合や会社の関係者の方が感染したなどのため受講を自粛される場合には、下記2に係わらず受講料の返金等の措置を講じますので、講習開始前までにご連絡ください（振込手数料はご負担願います）。また、会社の方針で出張が禁止になったなどにより受講を自粛される場合には、講習開始日の4営業日前までにお申し出ください（下記2(3)を参照してください）。

なお、受講申し込み後受講するまでの期間に濃厚接触者となった場合には、行動制限期間中はもちろん、濃厚接触のあった日の翌日から7日間は受講を控えていただくようお願いいたします（風邪症状のあった場合と同様、受講料の返金等の措置を講じます。）。

(3) 咳エチケットの順守、こまめな手洗いとともに、マスクの着用をお願いします。

(4) 当協会では次の対応を行っておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○ 感染状況等によっては、講習の開催を中止又は延期する、若しくは、受講定員を制限することがございます。

○ 受講者のテーブル、椅子など、講習会場の除菌清掃を行っております。

○ 講習当日の受付時に体温測定を行っておりますので、ご協力下さい。（37.5度以上の発熱が確認された場合には受講をお断りしておりますので、ご容赦賜りますよう併せてお願い申し上げます。）

○ 手指消毒液等を配置しておりますので、ご利用下さい。

○ 長テーブルに2名配席となる場合には、パーテーションを設置しております。

○ 講習会場の出入口、窓を常時開放しております。外部の音が聞こえる、冷暖房が効きにくいなどのことがあります、ご容赦下さい。

○ 講習中においても、風邪症状が見受けられる受講生には、係員がお声掛けをすることがあります。

○ 休憩時間に喫煙場所に移動したときなど、居場所の切り替わりでの感染リスクが高いとされているので、休憩時間の喫煙、昼食時にマスク未着用で会話することがないよう、ご協力をお願いします。

2 受講料等のお支払い方法は、現金、銀行振込のいずれの方法でも差し支えありません。

銀行振込を希望される場合、振り込まれた金額の内訳が分かる書面の提出（FAX等）をお願いすることがありますので、申込支部にお尋ねください。また、振込期限は講習開始日の10日前までとさせていただきます（期限までに振り込まれない場合、受付を取り消させていただきます。）。

また、お支払いいただきました受講料等については、次の場合を除き返金できませんのでご留意下さい。

(1) 講習が中止となった場合

(2) 講習の開催日が変更され、変更後の開催日の都合が合わず受講できない場合

(3) 講習開催の初日から当協会の営業日で4日以上前にキャンセルの申し出があった場合

(4) 受講予定者が伝染性の疾病（労働安全衛生法第68条、同規則第61条第1項第1号に該当するもの及びインフルエンザを含む。）に罹患している場合（原則として診断書の提出が必要です。）

(5) 受講者が利用する予定であった公共交通機関の事故災害等による遅延のため、講習開始時刻までに講習会場に到着できなかった場合（自動車を用いていた場合の渋滞等によるものは該当しません。）

返金の方法として銀行振込を希望される場合、上記の(3)、(4)及び(5)の事由に係る振込手数料は申込者負担とさせていただきます（受講料から控除して振り込みます。）。

なお、受講予定者の都合が悪くなった場合には、事業場内の他の方に受講していただくこともご検討いただきますようお願いいたします。